

# 音更町下水道事業経営戦略

令和3年3月

音更町上下水道課

# 目 次

1	はじめに	1
1-1	策定の背景と目的	1
1-2	計画期間	1
1-3	計画的かつ合理的な経営の推進	1
2	基本方針	2
3	現状と将来見通し	3
3-1	事業の概要	3
3-2	普及・施設の状況	3
3-3	使用料体系	4
3-4	組織体系	5
3-5	水洗化人口	6
3-6	有収水量	7
3-7	使用料収入	8
3-8	経営分析	9
3-9	施設の見通し	13
3-10	組織の見通し	17
4	投資・財政計画の策定について	18
4-1	計画検討の目標及び算出条件	18
4-2	投資・財政計画（収支計画）	19
4-3	計画期間内の経営状況	24
4-4	中長期間の経営状況	25
4-5	財源目標の検証	26
4-6	投資・財政計画の検討及び取り組みについて	27
5	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	28
	ストックマネジメント基本計画における実使用年数の設定について	29

## 1 はじめに

### 1-1 策定の背景と目的

下水道事業は、快適で衛生的な生活環境の確保のほか、浸水の防除や河川の公共用水域の水質保全など重要な役割を担っていますが、経営環境は人口減少等に伴う使用料収入の減少、管路・施設等の老朽化による更新事業費の増加などで厳しさを増しています。

こうした状況の下、今後の下水道事業を安定的に継続していくためには、中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき経営基盤（財務、組織、人材等）の強化を図ることが必要であると総務省から示されました。

本町においても、中長期的な視点から現状等を踏まえた上で、計画性・透明性の高い公営企業経営の推進の基本となる指針を示す必要があると考え、「音更町下水道事業経営戦略」を策定します。

具体的には、概ね10年間を見通した下水道事業の経営を展望し、事業面（施設整備見通し、事業費等）、管理運営面（維持管理、収入確保等）における取り組みの方向性や財政面での見通しを明らかにするものです。

### 1-2 計画期間

中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とすることから、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

### 1-3 計画的かつ合理的な経営の推進

下水道事業に求められる役割を果たし、事業を将来にわたり継続的に運営していくため、次のような点を重視して、経営戦略を立案し、戦略に基づく合理的な経営を推進します。

- (1) 公営企業事業に関する現象分析・将来予測や、経営環境の類似する団体との比較分析に基づき、戦略を立案します。
- (2) 下水道事業における管路・施設の状況を踏まえた「投資試算」と、企業債・使用料収入などの「財源試算」を行い、両者の調整を図った上で実現可能な戦略を立案します。
- (3) 投資（支出）と財源（収入）を均衡させ安定的な経営を実現するため、組織運営の効率化や人材育成、施設・設備の合理化、民間活力の導入など、経営健全化に向けた取り組みを経営戦略において整理し、推進します。

## 2 基本方針

下水道は、家庭や事業所などから排出される汚水を処理して、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に貢献しているほか、市街地などにおける雨水を速やかに排除して浸水被害を防ぐ役割を担っており、大雨などの災害に耐える町づくりをするうえで、欠かすことができないものです。

本経営戦略においては、こうした役割を将来にわたり持続的に履行していくため、次の2つの基本方針に基づき事業経営に取り組みます。

### ① 運営基盤の強化

ストックマネジメント計画に基づき効率的な施設運営を図るほか、国庫補助金、企業債、一般会計からの繰入金等の資金を確実に調達し、資金不足が発生することのないよう計画的な資金管理を行います。

企業債は、下水道施設による受益と整備費負担の世代間の公平を確保する観点から必要とされるものですが、将来世代に過大な負担とならないよう計画的に起債します。

下水道の不明水は、下水処理費用の増える要因となることから、効果的な不明水対策を実施します。

### ② 防災対策

下水道事業は、町民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供していることから、防災・減災等の対策に取り組むほか、施設の耐震化を進めます。

### 3 現状と将来見通し

#### 3-1 事業の概要

音更町の下水道は、音更川及び十勝川の公共用水域の水質保全に資するとともに、町民の生活環境の向上を目的として公共下水道事業の整備を行っています。

公共下水道事業は、昭和49年度に下水道整備総合計画に基づき既成市街地を対象に整備を開始しました。

昭和52年度には北海道が主体となり帯広市・音更町・芽室町・幕別町による十勝川流域公共下水道事業の認可を受け、「十勝川流域関連公共下水道」として整備を進め、昭和62年3月に供用開始となりました。

十勝川温泉地域は、昭和55年度に特定環境保全公共下水道として認可を受けていましたが、その後、単独公共下水道に変更しています。

駒場市街地は、農業集落排水事業により整備し、平成7年3月から供用を開始しましたが、汚水処理場の機器更新を検討した際に、更新せず管路を延長して本町の公共下水道に接続することで将来的に経費が抑えられることから、平成28年11月から流域関連公共下水道の処理区域に統合しています。

#### 3-2 普及・施設の状況

普及・施設の状況は、次のとおりです。

図表1 普及の概要

令和元年度末現在

供用開始年月日	昭和62年3月1日
行政区域内人口	44,136人
処理区域内人口	39,398人
普及率	89.3%
水洗化人口	39,237人
水洗化率	99.6%

図表2 施設の状況

下水道管延長	汚水 224.9km 雨水 145.9km
処理区数	2（十勝川処理区・十勝川温泉処理区）
処理場数	1カ所（十勝川温泉浄化センター）
ポンプ場	1カ所（音更木野汚水中継ポンプ場）
マンホールポンプ所	14カ所

### 3-3 使用料体系

下水道の使用料体系は、企業債償還費などの固定的な経費の割合が高いため、使用水量によって変動しない基本使用料で一定割合の収入を確保することにより経営の安定化を図っています。基本水量を超える水量については、排水量が多いほど処理施設への負荷が大きくなることから従量制を採用しています。

下水道使用料は、消費税の改正を除き、平成17年度から料金の見直しを行っておりません。下水道事業の資金繰りは厳しい状況にあることから、利用者の負担をできるだけ抑える努力を行いつつも、町民生活の実態を反映した料金制度について検討しなければならぬ状況となっています。

令和元年10月には、消費税の増税に伴う改定を行っています。

図表3 使用料改定について

(税込み) 令和元年10月改定(消費税)

種別	基本使用料(1ヶ月につき)		超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)
	基本污水排出量	使用料	
一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,606円	160円
公衆浴場用	100m <sup>3</sup> まで	3,212円	31円

(税込み) 平成26年4月改定(消費税)

種別	基本使用料(1ヶ月につき)		超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)
	基本污水排出量	使用料	
一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,576円	157円
公衆浴場用	100m <sup>3</sup> まで	3,153円	31円

(税込み) 平成17年9月改定

種別	基本使用料(1ヶ月につき)		超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)
	基本污水排出量	使用料	
一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,533円	153円
公衆浴場用	100m <sup>3</sup> まで	3,066円	30円

### 3-4 組織体系

令和2年4月1日現在、建設水道部長以下17名で構成しています。

上下水道事業の組織体制は、平成16年度までは水道課として管理係、業務係の2係11名体制、下水道課として管理係、普及係2係8名体制で上下水道整備を推進しましたが、平成17年度以降は業務の効率化を図るため、2つの課を統合して上下水道課としました。

なお、上下水道事業における人事、給与、財務、経費、契約及び総務等の共通業務については、総務係が一括して行い、上下水道料金等の徴収は料金係、給排水設備工事の申請・審査・検査・下水道接続といった対応については給排水係が担うなど、効率的な業務が可能となるよう事務分掌を設定しています。

図表4 組織体系

職 員 数	17名
事業運営組織	<p>建設水道部 上下水道課 総務係、料金係、水道係、 簡易水道担当、給排水係、下水道係</p> <p>組織図 音更町上下水道管理者</p> <p>建設水道部 建設水道部長</p> <p>上下水道課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 総務係</li> <li>├── 料金係</li> <li>├── 水道係</li> <li>├── 簡易水道担当</li> <li>├── 給排水係</li> <li>└── 下水道係</li> </ul>

### 3-5 水洗化人口

水洗化人口の現状と将来見通し

令和元年度末の水洗化人口は、3万9,237人です。

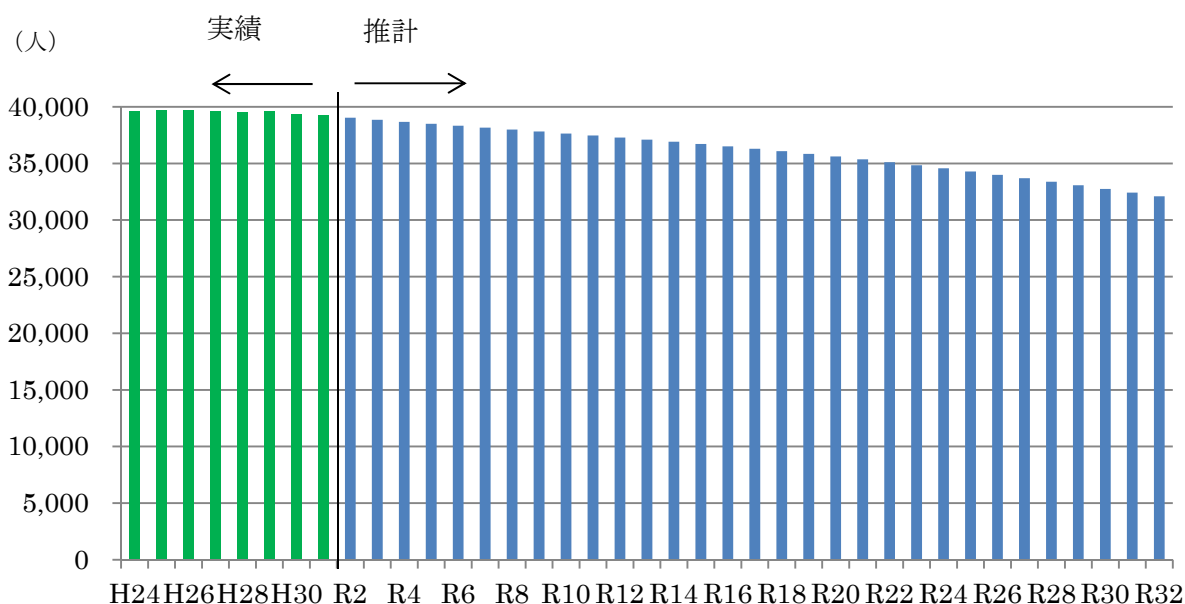
水洗化人口は、平成26年度までは人口の増加に伴い増加していましたが、その後は横ばいで推移しています。

将来の水洗化人口は、過去の人口増減率※を加味して推計しています。

今後は、人口減少に伴い、水洗化人口も減少する見込みです。

具体的には、令和32年には3万2,094人となり、令和元年と比較して7,143人の減少となります。

図表5 水洗化人口の実績値及び推計値



単位：人

	H24	R1	R12	R32
水洗化人口	39,593	39,237	37,287	32,094

※水洗化人口は、時系列傾向分析で推計

(過去5年間の人口増減率を基準年人口にかけ合わせるにより推計)



### 3-6 有収水量

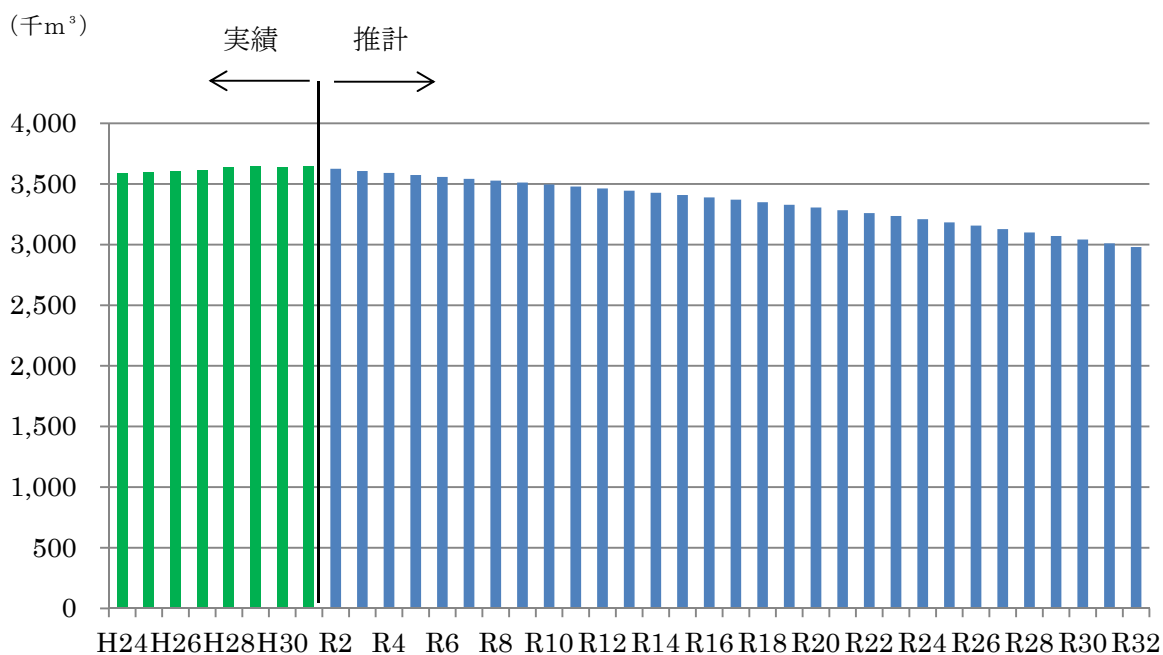
令和元年度の有収水量は、364万3千立方メートルです。

有収水量は、平成29年度までは人口の増加などに伴い増加していましたが、その後は、ほぼ横ばいで推移しています。

将来の有収水量は、水洗化人口予測及び業務用等の過去使用実績から推計しています。

給水人口等の減少に伴い、令和32年には298万立方メートルとなり、令和元年度と比較して66万3千立方メートルの減少となります。

図表6 有収水量の実績値及び推計値



単位：千m<sup>3</sup>

	H24	R1	R12	R32
有収水量	3,591	3,643	3,462	2,980

### 3-7 使用料収入

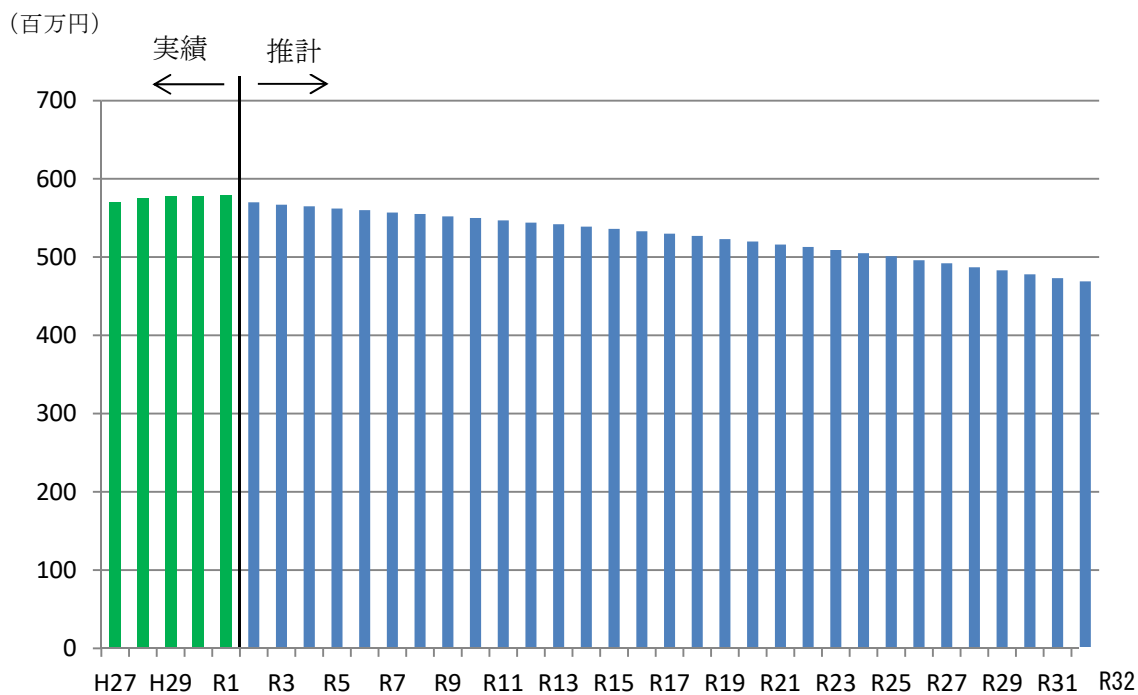
使用料収入の現状と将来見通し

令和元年度の使用料収入は、5億7,938万円（税抜）です。

使用料収入は、有収水量予測から推計しています。

使用料収入は、人口減少等により下水道の使用量が減少し、使用料改定などを行わなかった場合は、令和32年には4億6,900万円となり、令和元年と比較して1億1,000万円の減収となります。

図表7 使用料収入（税抜）の実績値及び推計値



単位：百万円

	H27	R1	R12	R32
料金収入	570	579	544	469

### 3-8 経営分析

総務省の公営企業の見える化の推進の一環として、経営指標による他団体との経営状況を比較した経営比較分析表の公表が求められています。

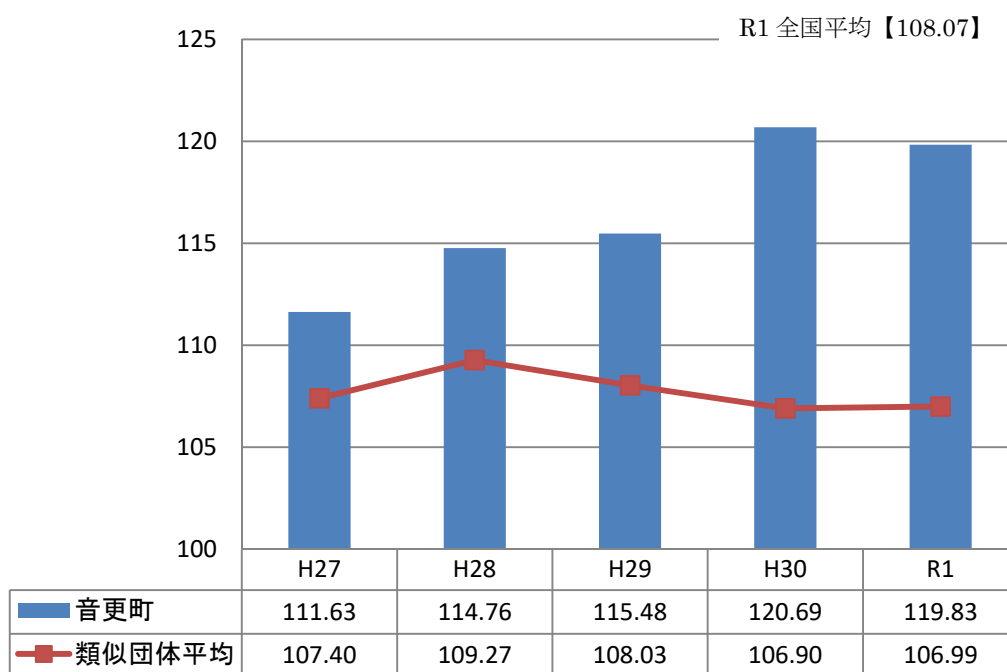
本町の下水道事業における過去5年間の経営指標の推移は次のとおりです。

#### ○経常収支比率

経常収支比率は、使用料収入等の収益で、維持管理費、支払利息及び減価償却等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。収支が黒字であることを示す100パーセント以上であることが望まれます。

本町においては、常に100パーセントを上回っており、また、全国や類似団体の平均と比較しても良好な値で推移しています。

図表8 経常収支比率 (%)

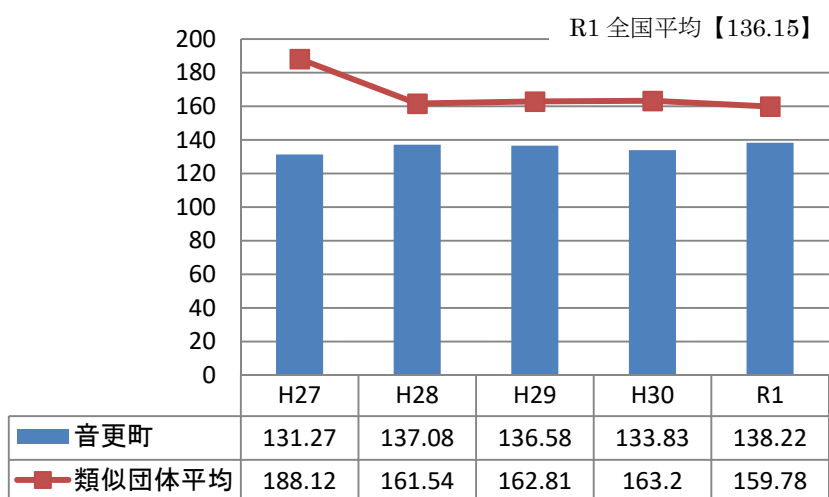


○汚水処理原価

汚水処理原価は、有収水量1立方メートルあたりにどれだけの費用を要しているかを表す指標です。

本町においては、下水道施設の維持管理を一部民間委託し、経費を抑えていることから、全国平均及び類似団体平均よりも低い値となっています。

図表9 汚水処理原価（円）

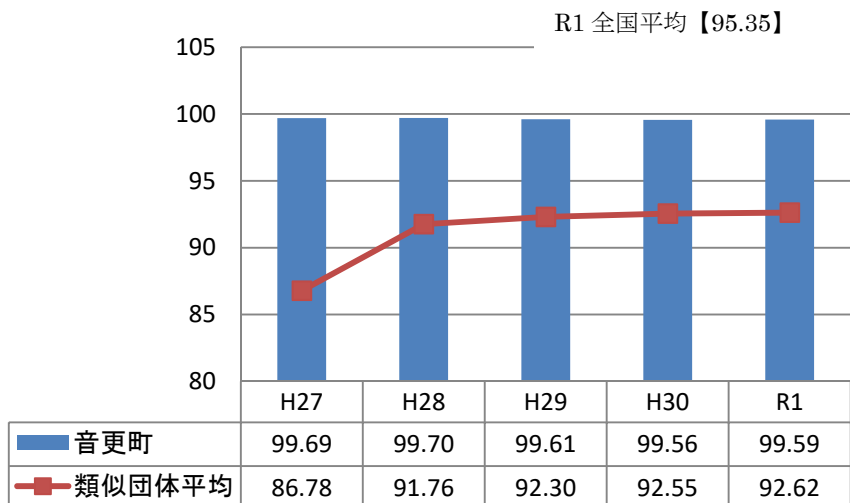


○水洗化率

水洗化率は、処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置するなど下水道(汚水)管に接続している人口の割合を示しています。

現在は、開進地区を中心とした整備を計画的に進めており、類似団体平均を上回っています。

図表10 水洗化率（%）

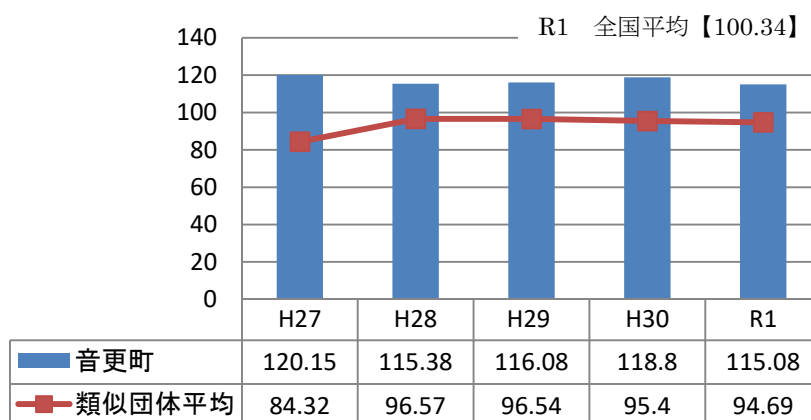


○経費回収率

経費回収率は、汚水処理に要した費用に対する使用料による回収の割合を示すもので、100パーセント以上であれば汚水処理費用が使用料で賄われていると判断できます。

本町においては、常に100パーセントを上回っているため、良好な値で推移していると考えられますが、今後は使用料の減収により減少傾向が予想されます。

図表 1 1 経費回収率 (%)

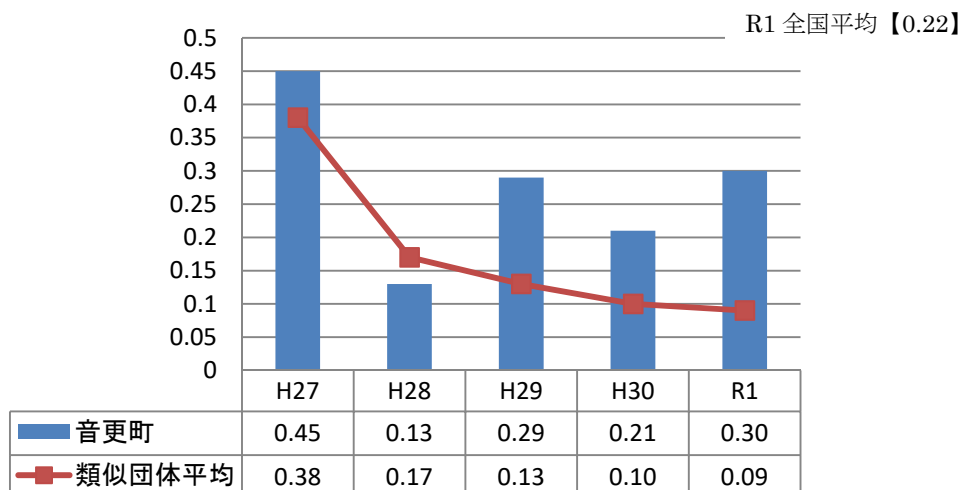


○管渠改善率

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できるものです。

本町の管渠改善率は、経年劣化の進むコンクリート管の計画的な更新が行われており、類似団体平均値よりも高い値となっています。

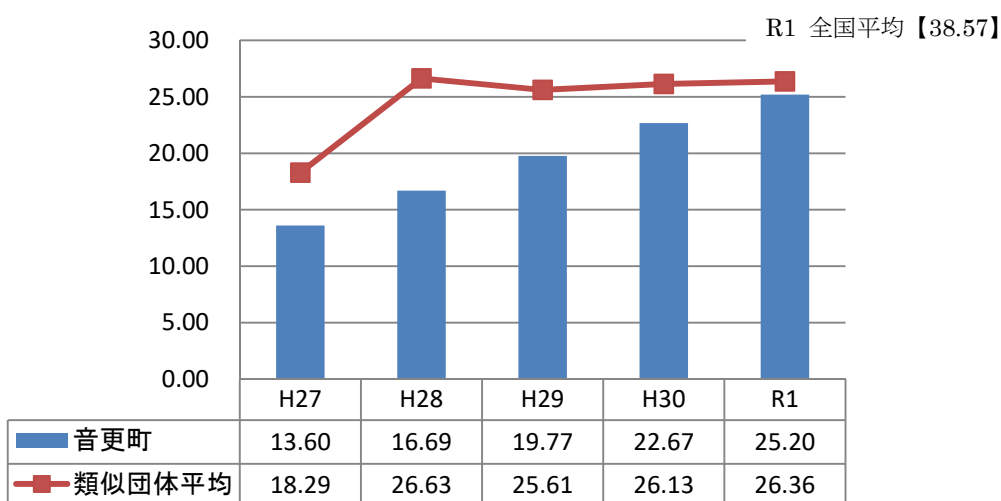
図表 1 2 管渠改善率 (%)



○有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、償却資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、高いほど老朽化が進んでいることを示します。全国及び類似団体平均より低い水準ですが、上昇傾向が顕著であるため、設備計画に基づく施設更新が望まれます。

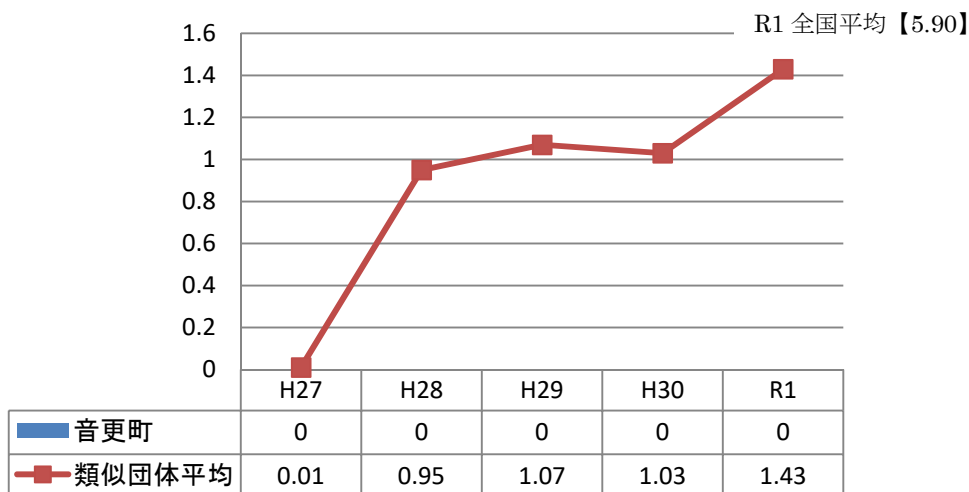
図表 1 3 有形固定資産減価償却率 (%)



○管渠老朽化率

管渠老朽化率は、管渠の経年化がどの程度進んでいるかを表す指標で、高いほど老朽化が進んでいることを示します。本町では耐用年数の50年を経過した管渠は令和元年度ではありません。

図表 1 4 管渠老朽化率 (%)



### 3-9 施設の見通し

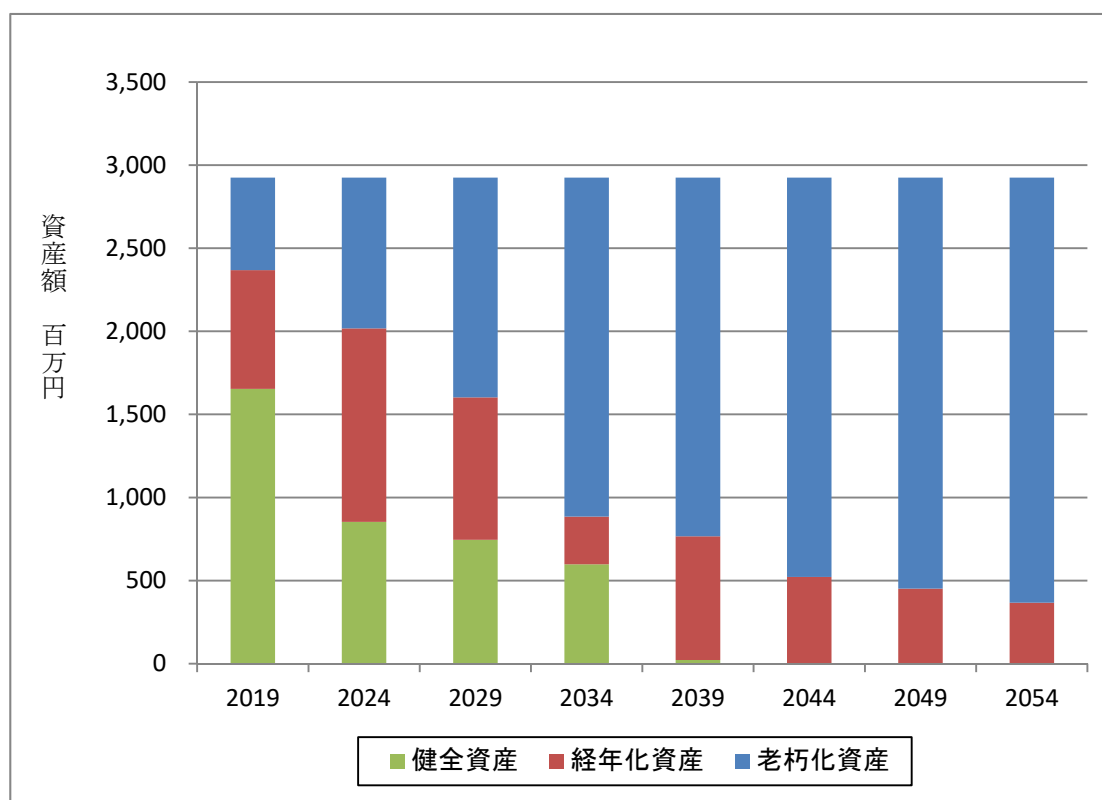
#### (1) 老朽化の見通し

下水道施設の更新を行わない場合には、次のとおり年々老朽化度合いが進行していきます。

#### 【構造物及び設備の健全度】

構築物及び設備の老朽化資産（経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた資産）の割合は、2034 年（令和 16 年）には 69.7 パーセント、2054 年（令和 36 年）には 87.5 パーセントまで増加します。

図表 1 5 構造物及び設備の健全度

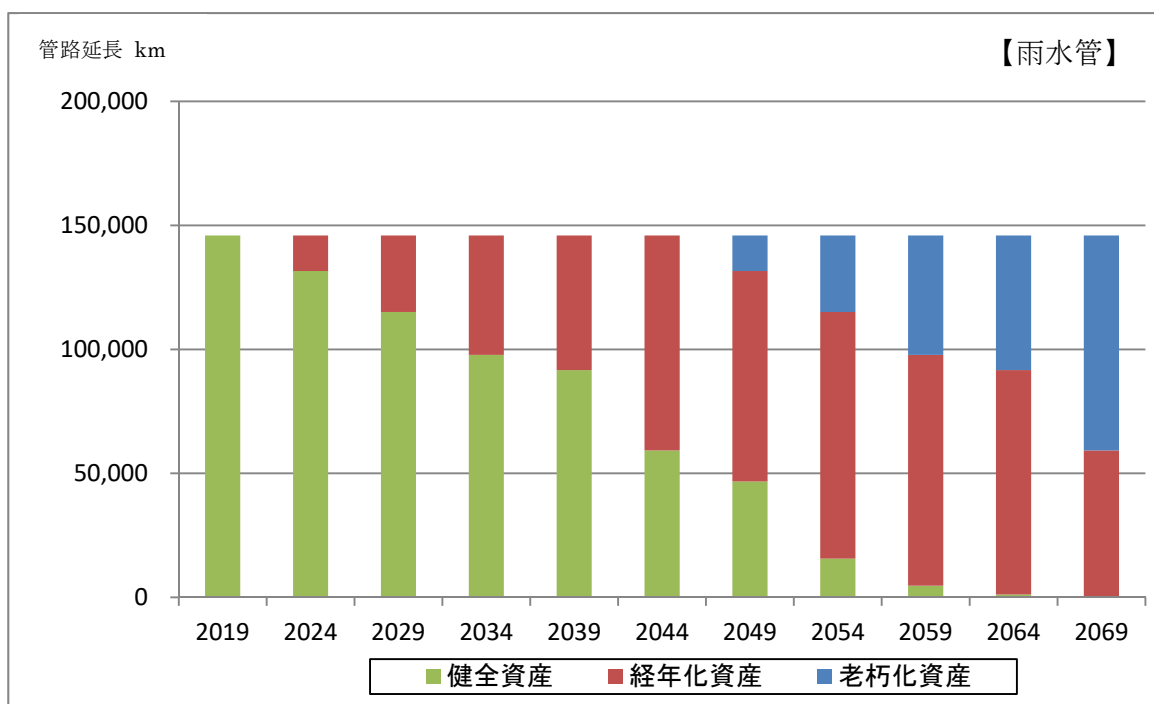
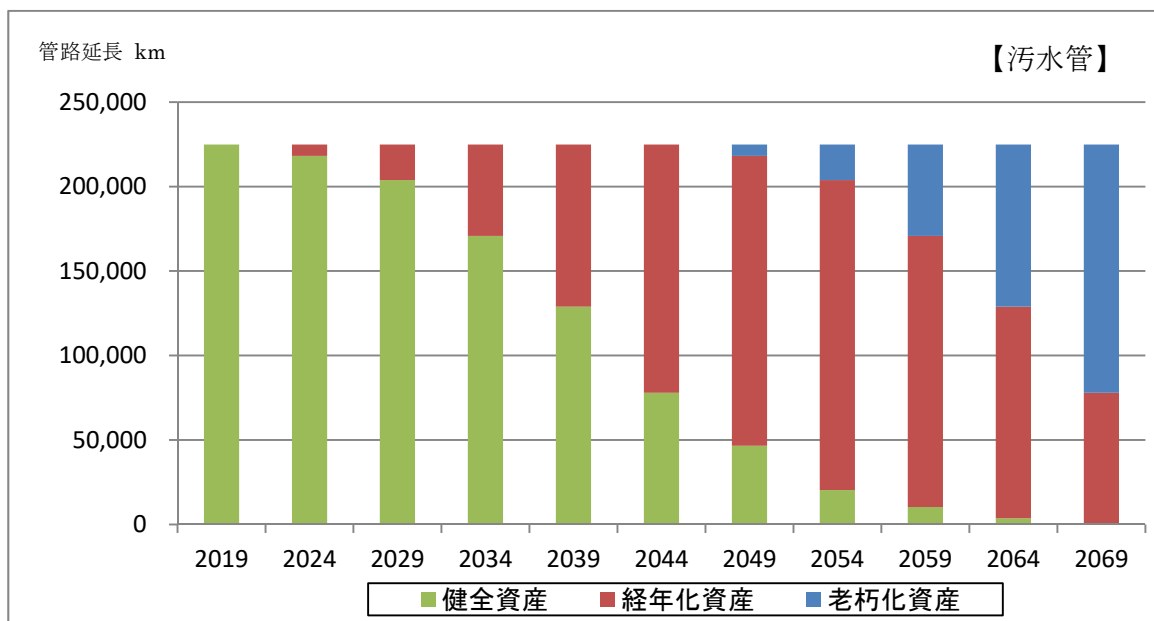


名称	算式
健全資産	経過年数が法定耐用年数以内の資産
経年化資産	経過年数が法定耐用年数の 1.0～1.5 倍の資産
老朽化資産	経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた資産

【管路の健全度】

管路の老朽化資産は、汚水管は2049年（令和31年）には3.0パーセント、2069年（令和51年）には65.3パーセントまで増加します。雨水管は、2049年（令和31年）には9.8パーセント、2069年（令和51年）には65.3パーセントまで増加します。

図表16 管路の健全度





## (2) 施設更新の見通し

### 【構造物及び設備】

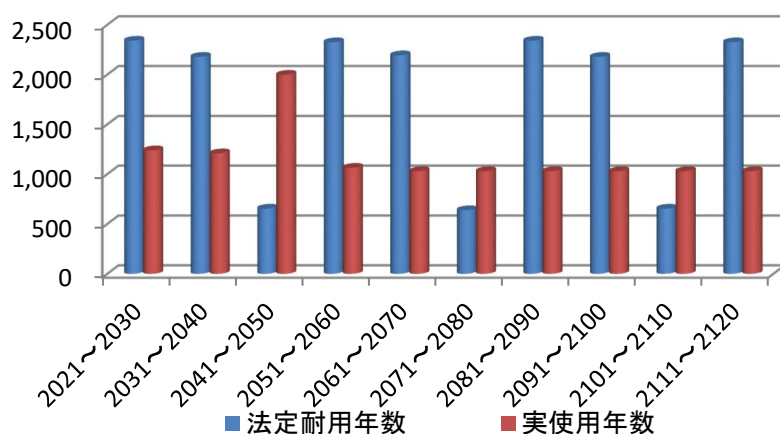
構造物及び設備を法定耐用年数で更新した場合には、令和3年度（2021年度）から令和102年度（2120年度）までの100年間で約178億円の費用が必要となります。

しかし、法定耐用年数は、施設の物理的寿命とは異なるため、適切なメンテナンスを実施することで、法定耐用年数以上に施設を使用することができる施設があります。

また、実際に他の事業体では、法定耐用年数以上に使用されている施設があります。ストックマネジメント基本計画で算出した使用可能な年数（以下、実使用年数※という。）で更新した場合の費用は、約117億円（法定耐用年数で更新した場合の約66パーセント）となります。

図表17 構造物及び設備の更新需要費

百万円



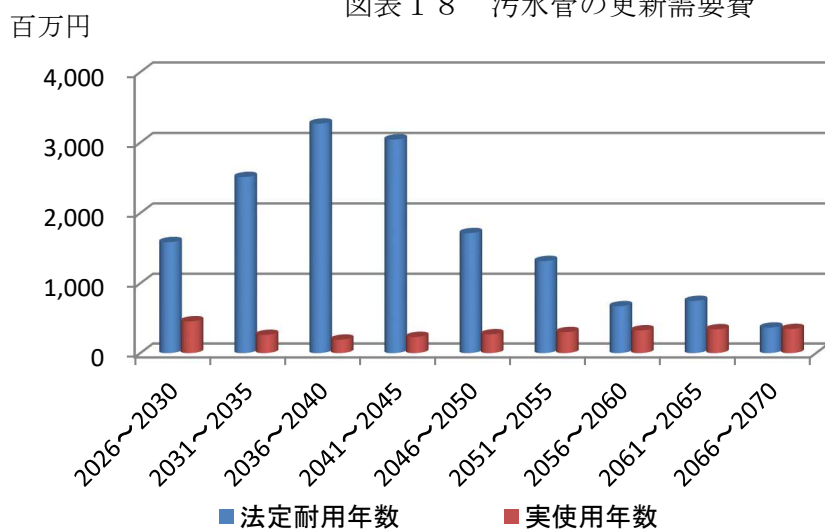
※実使用年数 ～ 水道事業で実施しているアセットマネジメント検討及びメーカー聞き取りによって倍率を設定し、標準耐用年数に乗じて決定しています。（29～30ページ参照）

【管路】

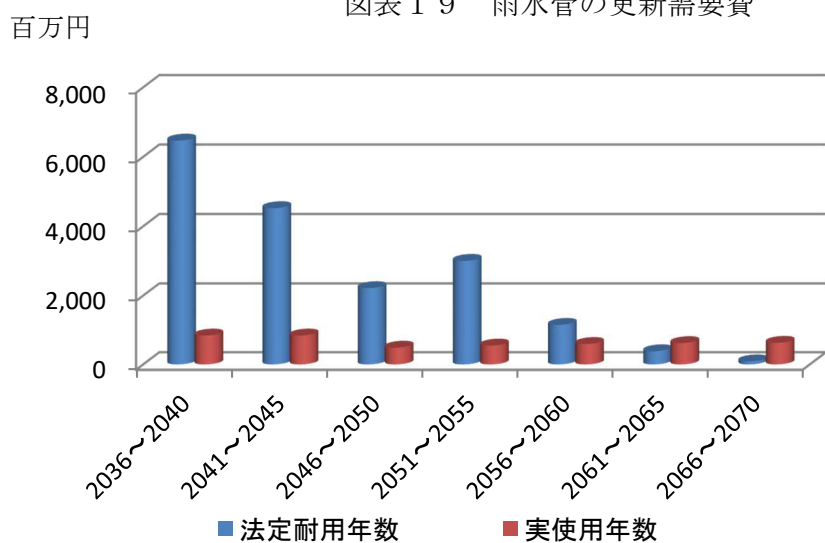
汚水管及び雨水管を法定耐用年数で更新した場合には、令和8年度（2026年度）から令和52年度（2070年度）までの45年間で約330億円の費用が必要となります。

ストックマネジメント基本計画における管路の更新については、幹線及び腐食が発生しやすい枝線を中心に更新計画を立てており、算出した費用は、約73億円（法定耐用年数で更新した場合の約22パーセント）となります。

図表18 汚水管の更新需要費



図表19 雨水管の更新需要費



### 3-10 組織の見直し

平成17年度に水道事業・下水道事業の組織統合を行い、その後も効率的な業務の遂行に向けて組織構成・事務分掌の見直しを行い、必要最低限の人員で事業運営に取り組んでおり、現時点において組織の見直しの計画はありませんが、将来的な事業運営にあたっては、退職等による技術職の減少に伴う人材育成や技術の継承が不可欠となるため、現状の組織体制を維持するため、計画的な人員の確保に努めていきます。

#### 4 投資・財政計画の策定について

##### 4-1 計画検討の目標及び算出条件

###### (1) 収支計画のうち投資について

目 標	計画的な更新と災害に強い下水道施設の構築
-----	----------------------

- ・老朽化した管路と設備類の更新を重要度と優先度を考慮して計画的に実施  
(ストックマネジメントで定めた実使用年数に基づき更新)

###### 管路の建設工事費 (令和3年度から令和12年度までの合計)

7億4,200万円 (開進地区を中心に整備)

###### 管路の更新工事費 (令和3年度から令和12年度までの合計)

9億5,500万円 (汚水管更生、管路移設等)

###### 設備の更新工事費 (令和3年度から令和12年度までの合計)

12億5,200万円 (木野汚水中継ポンプ場長寿命化機器更新、十勝川温泉浄化センター機械電気設備・計装機器等更新)

- ・管路のストックマネジメント計画

ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、点検・調査、修繕・改築を実施し、施設管理を最適化することを目的としています。

本町におきましては、より効率よく管路更新を進めていくために令和3年度から計画的に管路の点検・調査を実施し、老朽化した管路の早期発見に努めます。

点検・調査で対策措置が必要な管路が発見された場合には、工事の実施に必要な設計を行い、更新工事等に必要な措置を順次実施していきます。

###### ストックマネジメント管路調査費 (令和3年度から令和12年度までの合計)

3,200万円 (汚水管の幹線を中心に実施)

(2) 収支計画のうち財源について

目 標	計画期間内の経常収支比率を100%以上
-----	---------------------

① 独立採算による事業運営

現在の下水道事業会計は、町からの補助金を繰り入れて運営していますが、集中的に下水道施設を整備した昭和時代の企業債の償還終了により、償還額が減少し、令和8年度には独立採算の事業運営になる見込みです。

② 使用料収入

過去の有収水量、人口動態を加味して有収水量を推計し、この推移にあわせ現行使用料水準での使用料金収入を算定します。

③ 企業債

建設改良費の企業債は、償還期間40年の条件で借り入れる方針とします。

④ 国庫補助金

対象事業費の1/2を見込みます。

⑤ 一般会計出資金

地方交付税措置のある起債償還元金分を計上しています。

⑥ 一般会計負担金

総務省通知にある雨水関連経費や地方交付税措置のある起債償還利子分を計上しています。

(3) 収支計画のうち投資以外について

○直近の実績を踏まえ経費を推計

- ・人件費：過去の実績（平成29年度から令和元年度までの平均額）で一定とします。必要最低限の職員数による事業運営を継続します。
- ・動力費：過去の実績を踏まえて算定しています。
- ・修繕費：過去の実績を踏まえて算定しています。  
定期的な点検、修繕の実施により施設・設備の長寿命化に取り組みます。

#### 4-2 投資・財政計画（収支計画）

前述の条件等に基づき作成した今後10年間の投資・財政計画（収支計画）は、次ページのとおりです。

# 投資・財政計画

## (ア) 収益的収支

区 分		年 度		R元年度	R2年度	令和3年	令和4年	
				( 決 算 )	決 算 込			
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			647,527	646,559	645,309	639,977	
	(1) 料 金 収 入			579,380	575,484	572,727	570,074	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)							
	(3) そ の 他			68,147	71,075	72,582	69,903	
	2. 営 業 外 収 益			467,513	480,185	444,957	419,964	
	(1) 補 助 金			196,545	212,414	181,799	168,537	
	他 会 計 補 助 金			196,545	212,414	181,799	168,537	
	そ の 他 補 助 金							
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			269,957	267,600	263,003	251,272	
	(3) そ の 他			1,011	171	155	155	
	収 入 の 計 (C)			1,115,040	1,126,744	1,090,266	1,059,941	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用			816,105	828,220	818,410	824,972
		(1) 職 員 給 与 費			4,795	4,818	5,029	4,478
基 本 給				2,178	2,267	2,345	2,061	
退 職 給 付 費								
そ の 他				2,617	2,551	2,684	2,417	
(2) 経 費				223,927	234,636	237,995	251,546	
動 力 費				11,331	12,000	12,000	12,000	
修 繕 費				21,109	25,582	27,047	39,681	
材 料 費				0	0	0	0	
そ の 他				191,487	197,054	198,948	199,865	
(3) 減 価 償 却 費 及 び 資 産 減 耗 費				587,383	588,766	575,386	568,948	
2. 営 業 外 費 用				114,438	100,901	86,841	74,677	
(1) 支 払 利 息				114,171	100,626	86,590	74,440	
(2) そ の 他			267	275	251	237		
支 出 の 計 (D)			930,543	929,121	905,251	899,649		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			184,497	197,623	185,015	160,292		
特 別 利 益 (F)			0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)			0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)			184,497	197,623	185,015	160,292		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)								
流 動 資 産 (J)			64,233	72,452	65,657	65,757		
う ち 未 収 金			43,806	31,489	33,247	33,187		
流 動 負 債 (K)			711,065	688,994	645,164	595,122		
う ち 建 設 改 良 費 分			677,170	647,750	612,754	562,712		
う ち 一 時 借 入 金								
う ち 未 払 金			33,516	40,963	32,410	32,410		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )								
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			647,527	646,559	645,309	639,977		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)								
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)								
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)								
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)								
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)								

(単位:千円, %)

令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
636,340	632,702	629,237	626,455	623,145	619,763	613,651	611,077
567,479	564,944	562,423	559,917	557,396	554,846	552,252	549,614
68,861	67,758	66,814	66,538	65,749	64,917	61,399	61,463
405,575	311,445	271,020	250,969	252,324	251,897	253,759	256,074
155,166	57,782	14,844	7,571	7,640	7,646	7,716	7,812
155,166	57,782	14,844	7,571	7,640	7,646	7,716	7,812
250,254	253,508	256,021	243,243	244,529	244,096	245,888	248,107
155	155	155	155	155	155	155	155
1,041,915	944,147	900,257	877,424	875,469	871,660	867,410	867,151
827,248	818,666	827,133	814,036	823,310	819,210	822,460	832,553
4,478	4,478	4,478	4,478	4,478	4,478	4,478	4,478
2,061	2,061	2,061	2,061	2,061	2,061	2,061	2,061
2,417	2,417	2,417	2,417	2,417	2,417	2,417	2,417
253,023	235,663	235,613	234,563	238,523	235,213	232,963	234,313
10,636	10,636	10,636	10,636	10,636	10,636	10,636	10,636
41,628	25,178	24,128	24,078	27,038	24,728	21,478	23,828
0	0	0	0	0	0	0	0
200,759	199,849	200,849	199,849	200,849	199,849	200,849	199,849
569,747	578,525	587,042	574,995	580,309	579,519	585,019	593,762
63,910	55,115	49,263	44,880	41,316	37,938	34,761	31,813
63,673	54,878	49,071	44,688	41,124	37,746	34,569	31,621
237	237	192	192	192	192	192	192
891,158	873,781	876,396	858,916	864,626	857,148	857,221	864,366
150,757	70,366	23,861	18,508	10,843	14,512	10,189	2,785
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
150,757	70,366	23,861	18,508	10,843	14,512	10,189	2,785
65,757	65,757	65,757	73,716	82,893	94,793	116,308	134,283
33,127	33,067	33,007	32,947	32,887	32,827	32,767	32,707
501,810	445,889	399,106	384,173	370,592	366,712	343,825	323,062
469,400	413,479	366,696	351,763	338,182	334,302	311,415	290,652
32,410	32,410	32,410	32,410	32,410	32,410	32,410	32,410
636,340	632,702	629,237	626,455	623,145	619,763	613,651	611,077

## 投資・財政計画

### (イ) 資本的収支

区 分		年 度		R元年度 (決算)	R2年度 決算 見 込	令和3年	令和4年	令和5年
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		356,900	282,100	287,800	270,300	214,100
		うち 資本費平準化債		139,200	108,600	94,900	66,400	34,600
		2. 他 会 計 出 資 金		76,720	77,057	76,798	76,381	68,773
		3. 他 会 計 補 助 金						
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国(都道府県)補助金		112,037	118,535	155,600	125,800	119,600
		7. 固定資産売却代金						
		8. 工事負担金						
	9. そ の 他		56,743	55,832	9,822	12,204	9,917	
	計 (A)		602,400	533,524	530,020	484,685	412,390	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純計 (A)-(B) (C)		602,400	533,524	530,020	484,685	412,390	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		406,598	373,912	378,591	367,126
うち 職員給与費				18,022	15,995	16,631	17,056	17,056
2. 企 業 債 償 還 金				691,311	677,170	647,750	612,754	562,712
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金								
4. 他 会 計 へ の 支 出 金								
5. そ の 他				25,963	25,899	28,873	27,360	27,530
計 (D)		1,123,872	1,076,981	1,055,214	1,007,240	925,068		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)				521,472	543,457	525,194	522,555	512,678
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		317,426	321,166	312,383	317,676	319,493
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
		3. 繰 越 工 事 資 金						
		4. そ の 他		204,046	222,291	212,811	204,879	193,185
計 (F)		521,472	543,457	525,194	522,555	512,678		
補填財源不足額 (E)-(F)				0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)				6,239,326	5,864,256	5,504,306	5,161,852	4,813,239

### ○他会計繰入金

区 分		年 度				
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	264,478	281,583	254,281	238,340	223,927
	うち 基準内繰入金	81,477	81,483	83,249	79,403	77,190
	うち 基準外繰入金	183,001	200,100	171,032	158,937	146,737
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	76,720	77,057	76,798	76,381	68,773
	うち 基準内繰入金	76,720	77,057	76,798	76,381	68,773
	うち 基準外繰入金					
合 計		341,198	358,640	331,079	314,721	292,700



(単位:千円)

令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
221,000	219,400	144,724	139,275	141,000	149,300	147,200
26,900	23,800	21,100	18,600	16,300	16,000	13,500
57,288	52,990	48,727	50,176	51,562	52,642	53,168
135,750	136,600	62,200	61,800	87,125	92,125	119,300
11,092	7,138	5,353	3,569	1,784	1,550	1,550
425,130	416,128	261,004	254,820	281,471	295,617	321,218
425,130	416,128	261,004	254,820	281,471	295,617	321,218
367,226	374,426	249,026	253,526	296,076	304,176	357,726
17,056	17,056	17,056	17,056	17,056	17,056	17,056
469,400	413,479	366,696	351,763	338,182	334,302	311,415
27,700	27,870	27,870	27,870	27,870	27,870	27,870
864,326	815,775	643,592	633,159	662,128	666,348	697,011
439,196	399,647	382,588	378,339	380,657	370,731	375,793
325,017	331,021	331,752	335,780	335,423	339,131	345,655
114,179	68,626	50,836	42,559	45,234	31,600	30,139
439,196	399,647	382,588	378,339	380,657	370,731	375,793
0	0	0	0	0	0	0
4,564,839	4,370,759	4,148,787	3,936,298	3,739,116	3,554,114	3,389,898

(単位:千円)

令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
125,440	81,558	74,009	73,289	72,463	69,015	69,175
75,213	74,379	74,009	73,289	72,463	69,015	69,175
50,227	7,179	0	0	0	0	0
57,288	52,990	48,727	50,176	51,562	52,642	53,168
57,288	52,990	48,727	50,176	51,562	52,642	53,168
182,728	134,548	122,736	123,465	124,025	121,657	122,343

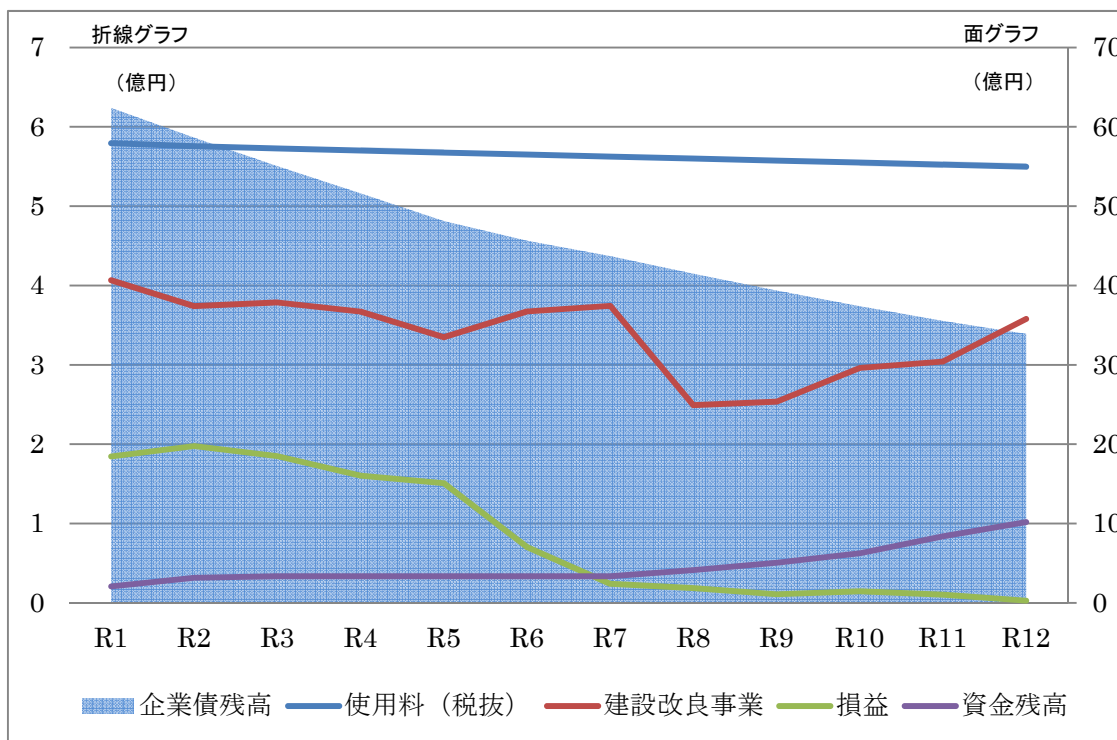
#### 4-3 計画期間内（令和3年から令和12年までの10年間）の経営状況

企業債残高は、年々減少し、令和12年には令和元年と比較して28億5,000万円減の34億円となる見込みです。

令和8年度から一般会計補助金の繰入れがなくなり、当年度純利益は減少しますが、資金残高は、企業債償還金の減少により令和12年度には1億円まで増加し、健全な経営が維持できる見込みです。

計画期間内においては、使用料収入が減少するものの、安定した経営が見込めるため、直ちに料金改定を行わなければならない状況ではありません。

図表20 計画期間内の経営状況の推移



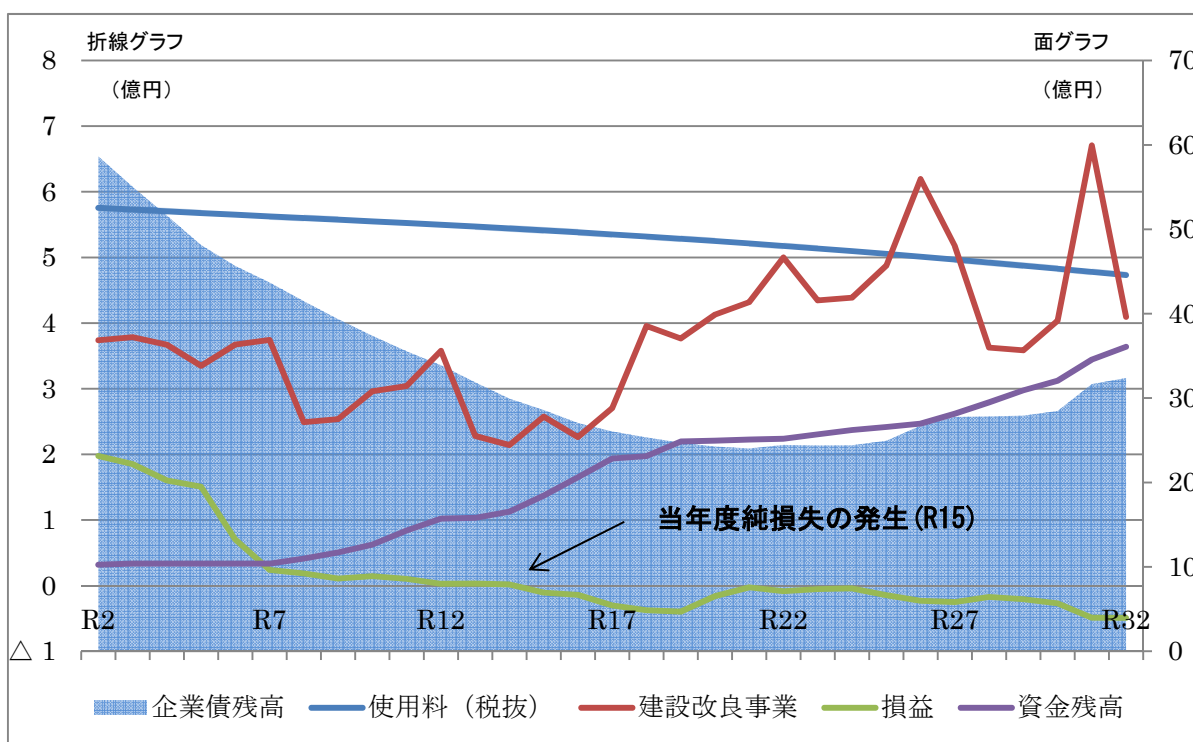
#### 4-4 中長期間（令和3年から令和32年までの30年間）の経営状況

中長期的な経営状況の推移は（図表21）のとおり、ストックマネジメント計画による更新事業に伴い、令和22年を境に企業債残高が増加し、令和32年には約32億円になる見込みです。

また、令和15年からは、耐震化事業及び更新事業の増加に伴う減価償却費等の増加により、当年度純損失が発生しますが、令和29年頃からは資金残高を3億円程度に維持することができる見込みです。

ただし、令和15年からは毎年欠損金が発生することが予想されるため、経営戦略の見直し時には、資金残高と欠損金の状況を見据えながら使用料金にあり方について、検討が必要と考えます。

図表21 中長期的な経営状況の推移



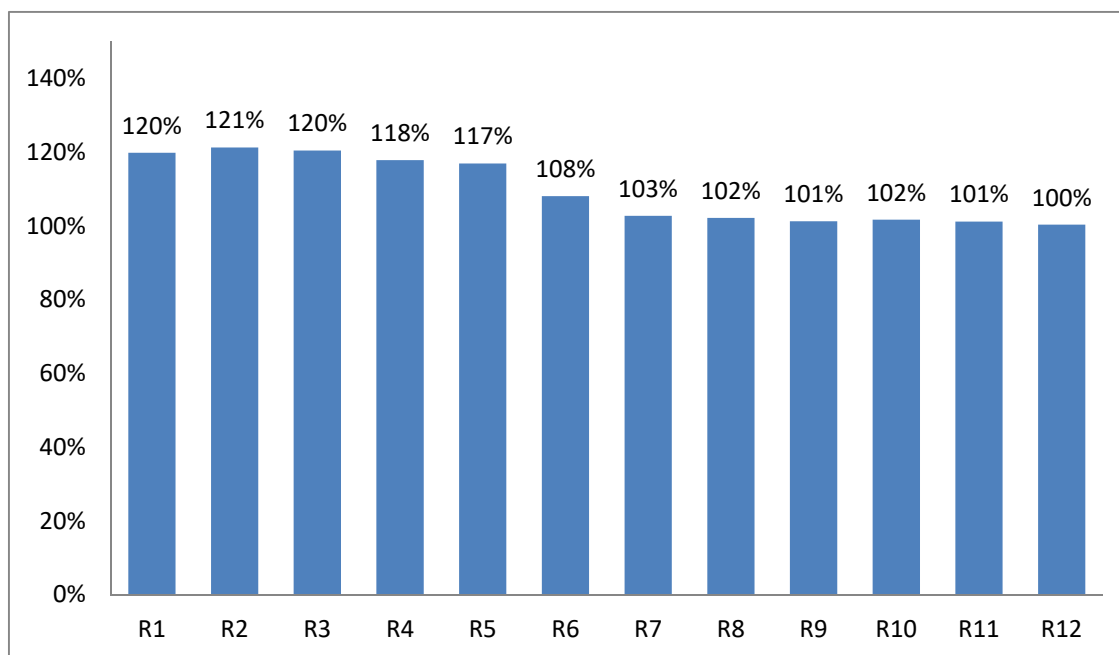
#### 4-5 財源目標の検証

投資・財政計画の下での経常収支比率の推移は次のとおりです。

##### ○経常収支比率

下表のとおり、経常収支比率は、経常費用よりも経常収益が多い状態で100パーセントを超えており、目標は達成する見込みです。

図表2-1 投資・財政計画における経常収支比率の推移



#### 4-6 投資・財政計画（収支計画）の検討及び取り組みについて

##### (1) 投資についての検討状況等

<p>民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP・PFI など)</p>	<p>現在のところ PPP・PFI などの導入は予定していませんが、引き続き制度や費用対効果などの情報収集に努めます。</p>
<p>施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)</p>	<p>現状においては、廃止、統合できる施設はありませんが、将来需要の予測を踏まえ、検討していきます。</p>
<p>施設・設備の合理化 (スペックダウン)</p>	<p>既存の施設・設備について更新投資を行うに当たり、更新後の施設・設備の性能（サイズ、能力等）の合理化に取り組むことにより、必要となる経費の節減に努めます。</p>
<p>施設・設備の長寿命化等の投資の平準化</p>	<p>ストックマネジメント計画により施設の老朽化と更新需要を把握し、計画的な更新事業を実施し、投資の平準化に努めます。 また、機械設備等に関しては、定期的な点検、修繕の実施により長寿命化に取り組めます。</p>
<p>広域化</p>	<p>料金収納業務等の広域化について、近隣市町村と意見交換を実施し、将来的な連携に向けて、調査・研究を行っていきます。</p>
<p>耐震化</p>	<p>耐震化が必要な管路については、管更生工事を実施することにより、耐震化を図っていきます。 汚水処理施設は、定期的な点検調査や修繕により健全な機能を維持しながら、ストックマネジメント計画との整合を図り、効率的に耐震化を実施します。</p>

## (2) 財源について検討状況等

企業債	これまでどおり、投資にかかる事業費について、一般会計繰入金を確保するためにも、計画的に借入れを行います。
資産の有効活用等による収入増加の取り組み	基金については、一般会計繰入金に依存している状況のため、投資などは予定していません。

## (3) 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	既に民間委託している施設の管理委託に加え、料金収納業務について、近隣市町村と共同で民間委託できないか、その可能性を調査していきます。
動力費	機械設備を更新する際には、省エネルギー型の機器を導入するなど、動力費（電気料など）の経費削減を図ります。
職員給与費	引き続き、最低限の職員数による事業運営に努めます。

## 5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の見直しは概ね5年ごとに行います。

見直しにおいては、戦略の実行状況、投資・財政計画と実績とのかい離やその原因に対する分析を行い、その結果を次期戦略へと反映していくこととし、計画策定、実施、検証、見直しのサイクルを継続的に運用していきます。

ストックマネジメント基本計画における実使用年数の設定について

○施設の実使用年数は、水道事業で実施しているアセットマネジメント検討及びメーカー聞き取りによって倍率を設定し、標準耐用年数に乗じて決定しています。

対象施設名称	大分類	中分類	小分類	標準耐用年数	係数	実使用年数	備考
十勝川温泉浄化センター	ポンプ設備	汚水ポンプ設備	ポンプ本体	15	1.33	20	音更町アセットマネジメント参考
十勝川温泉浄化センター	付帯設備	配管類	電動弁	30	1.67	50	〃
十勝川温泉浄化センター	水処理設備	最終沈殿池設備	返送汚泥ポンプ	15	1.33	20	〃
十勝川温泉浄化センター	水処理設備	最終沈殿池設備	余剰汚泥ポンプ	15	1.33	20	〃
十勝川温泉浄化センター	水処理設備	用水設備	ポンプ	15	1.33	20	〃
十勝川温泉浄化センター	付帯設備	ポンプ類	床排水ポンプ	10	1.33	13	〃
十勝川温泉浄化センター	汚泥処理設備	汚泥濃縮設備	汚泥ポンプ	15	1.33	20	〃
十勝川温泉浄化センター	汚泥処理設備	汚泥脱水設備	汚泥供給ポンプ	15	1.33	20	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	受変電設備	柱上開閉器	15	1.5	23	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	受変電設備	遮断器盤	20	1.5	30	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	受変電設備	変圧器盤	20	1.5	30	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	受変電設備	低圧主幹盤	15	1.5	23	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	負荷設備	コントロールセンタ	15	1.5	23	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	制御電源及び計装用電源設備	インバータ盤	10	1.5	15	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	負荷設備	動力制御盤	15	1.5	23	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	監視制御設備	現場盤	15	1.5	23	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	監視制御設備	計装計器盤	15	1.5	23	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	監視制御設備	監視盤	15	1.5	23	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	監視制御設備	テレメータ・テレコントロール装置	10	2.2	22	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	自家発電設備	発電機	15	1.5	23	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	自家発電設備	燃料タンク	15	1.5	23	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	自家発電設備	補機盤	15	1.5	23	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	制御電源及び計装用電源設備	蓄電池盤	10	1.5	15	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	計測設備	流量計	10	2	20	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	計測設備	レベル計	10	2	20	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	計測設備	DO計	10	1.5	15	〃
音更木野汚水中継ポンプ場	沈砂池設備	汚水沈砂設備	揚砂ポンプ	15	1.33	20	〃
音更木野汚水中継ポンプ場	電気計装設備	制御電源及び計装用電源設備	充電器盤	10	1.5	15	〃
音更木野汚水中継ポンプ場	電気計装設備	自家発電設備	発電機盤	15	1.5	23	〃
音更木野汚水中継ポンプ場	電気計装設備	監視制御設備	補助リレ盤	15	1.5	23	〃
宝来マンホールポンプ所	電気計装設備	監視制御設備	通信装置	7	2.2	15	〃

対象施設名称	大分類	中分類	小分類	標準耐用年数	係数	実使用年限数	備考
十勝川温泉浄化センター	付帯設備	ゲート設備	流入ゲート	25	2	50	メーカー聞き取り
十勝川温泉浄化センター	沈砂池設備	スクリーンかす設備	自動除塵機	15	2	30	〃
十勝川温泉浄化センター	沈砂池設備	スクリーンかす設備	貯留装置	15	2	30	〃
十勝川温泉浄化センター	沈砂池設備	スクリーンかす設備	破砕機	15	2	30	〃
十勝川温泉浄化センター	付帯設備	クレーン類物あげ設備	クレーン類物あげ装置	20	2	40	〃
十勝川温泉浄化センター	沈砂池設備	スクリーンかす設備	スクリーン	15	2	30	〃
十勝川温泉浄化センター	沈砂池設備	スクリーンかす設備	スクリーンかす脱水機	15	2	30	〃
十勝川温泉浄化センター	付帯設備	ゲート設備	可動堰	25	2	50	〃
十勝川温泉浄化センター	ポンプ設備	汚水ポンプ設備	貯留タンク	15	2	30	〃
十勝川温泉浄化センター	水処理設備	反応タンク設備	機械式エアレーション装置	15	2	30	〃
十勝川温泉浄化センター	付帯設備	ゲート設備	流出ゲート	25	2	50	〃
十勝川温泉浄化センター	水処理設備	最終沈殿池設備	汚泥かき寄せ機	15	2	30	〃
十勝川温泉浄化センター	付帯設備	ゲート設備	ハイパスゲート	25	2	50	〃
十勝川温泉浄化センター	水処理設備	消毒設備	薬品注入機	10	2	20	〃
十勝川温泉浄化センター	汚泥処理設備	汚泥貯留設備	水中攪拌機	10	2	20	〃
十勝川温泉浄化センター	汚泥処理設備	汚泥脱水設備	汚泥脱水機	15	2	30	〃
十勝川温泉浄化センター	汚泥処理設備	調質設備	無機凝集剤注入装置	15	1.33	20	〃
十勝川温泉浄化センター	水処理設備	用水設備	自動給水装置	15	1.33	20	〃
十勝川温泉浄化センター	付帯設備	脱臭設備	活性炭吸着装置	10	2	20	〃
十勝川温泉浄化センター	付帯設備	脱臭設備	ファン	10	2	20	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	制御電源及び計装用電源設備	汎用ミニUPS	7	2	14	〃
十勝川温泉浄化センター	電気計装設備	自家発電設備	消音器	15	1.5	23	〃
音更木野汚水中継ポンプ場	沈砂池設備	スクリーンかす設備	ベルトコンベヤ	15	2	30	〃
音更木野汚水中継ポンプ場	沈砂池設備	汚水沈砂設備	沈砂洗浄機	15	2	30	〃
音更木野汚水中継ポンプ場	電気計装設備	制御電源及び計装用電源設備	鉛蓄電池	7	1.5	11	〃
音更木野汚水中継ポンプ場	電気計装設備	自家発電設備	給気ファン	15	1.5	23	〃
音更木野汚水中継ポンプ場	電気計装設備	自家発電設備	排気ファン	15	1.5	23	〃